

# 那 霸 市 公 報

**第 1 4 4 8 号**  
毎月 2 回 1, 1 5 日発行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

- 那 霸 市 職 員 退 職 手 当 支 給 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 人 事 課 ) …… 687
- 那 霸 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 人 事 課 ) …… 690
- 那 霸 市 職 員 の 初 任 給、昇 格、昇 給 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る  
規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 人 事 課 ) …… 692

### 告 示

- 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 693
- 平 成 18 年 ( 2006 年 ) 12 月 那 霸 市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 693
- 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 693
- 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 694

### 公 告

- 道 路 位 置 の 指 定 及 び 変 更・廃 止 に つ い て ( 建 築 指 導 課 ) …… 694
- 那 霸 市 物 品 購 入 等 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 に つ い て ( 管 財 課 ) …… 695

### 病 院 管 理 規 程

- 那 霸 市 立 病 院 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 …… 696

### 教 育 委 員 会 規 則

- 那 霸 市 立 小 学 校 及 び 中 学 校 の 指 定 通 学 区 域 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る  
規 則 …… 697

**選挙管理委員会告示**

直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 698

**正 誤**

那覇市公報第 1447 号の正誤…………… 698

**規 則**

**那覇市規則第55号**

平成18年12月15日

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

退職手当支給額決定通知書  <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>年 月 日</span> <span>印</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり支給します。</p>			
所属			
退職時職名		氏名	
退職手当支給額		加算額	
所得税		市区町村民税	
県民税		住民税一括徴収	
共済貸付償還金		各種貸付	
その他控除額		控除額合計	
差引支給額		<input type="checkbox"/> 座振込額	
適用条項			
金融機関名称			
<input type="checkbox"/> 座種別		<input type="checkbox"/> 座番号	
<input type="checkbox"/> 座名義			

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第2条関係)

退職手当支給額計算書

氏名			生年月日			年齢		
所属								
退職事由			採用年月日			退職年月日		
	開始年月日～終了年月日	期 間	換算率	除算期間(C)	年 月			
在職期間(A)		年 月	/	勤続年数	年 月			
前職期間(B)		年 月	/	(A)+(B)-(C)				
休職期間		年 月		所得税期間				
		年 月		適用条項				
		年 月						
		年 月						
算定月数	1			算定合計月数				
	2			長期勤続者について退職手当の基本額の調整				
	3			算定基礎月数(F)				
	4			定年前早期退職者特例加算年数				
	5							
	6							
給料月額 減額前日	減 額 前 適用条項	減額前日までの 算定基礎月数(D)	減額前算定 給料表名	減額前給号給	減 額 前 給料月額			
減額前特例定年前早期退職率		減額前特例加算額 定年前早期退職		減額前算定基礎給料月額 小計				
減額前給料の調整額		減額前教職調整額		減額前算定基礎給料月額 合計 (E)				
給料表名	給料級号給	給料月額	算定給料表名	算定給料級号給	算定給料月額			
特例加算定年前早期退職率		特例加算額定年前早期退職		算定基礎給料月額 小計				
給料の調整額		教職調整額		算定基礎給料月額 合計 (G)				
(E) × (D) + (G) × ((F) - (D))		退職手当の基本額(I) = 退職手当の基本額(H) × 自己都合の支給割合						
退職手当の基本額(H)		自己都合の支給割合		退職手当の基本額 (I)				

退職手当の調整 額適用 (最高60 月までの支給)	月数	退職手当の 調整額	退職手当の調整額 (決定額) (J)	一般の退職手当 額 (I) + (J)	
最低保障額 算定				一般の退職手当 額 最低保障額	
付則第18項による加算額①				支給額② 一般の退職手当額 + ①	

区分	退職所得控除額	退職所得控除額控除後	課税退職所得額	所得税③
退職所得控除後の基礎額	市区町村民税④	都道府県民税⑤	住民税一括徴収税⑥	
⑦	⑧	控除額(③~⑥)合計⑩	差引支給額 ②-⑨	
			⑩	
			⑪	

受給者住所		差額差引支給額 ⑪-⑩
受給者氏名		

第15号様式(裏)の注意事項の7中「資本」を「資本金」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**那覇市規則第56号**

平成18年12月15日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第60条第1項を次のように改める。

管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、一の給与期間に係るものをその給与期間の給料の支給日に支給する。

第60条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び災害派遣手当は、一の給与期間に係るものをその次の給与期間の給料の支給日に支給する。

別表第4中「第55条の3関係」を「第55条の2関係」に改める。

別表第5中「第57条の9第5項関係」を「第57条の8関係」に改める。

## 付 則

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第4及び別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市職員の給与に関する規則第60条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行前の給与期間に係る手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第60条」を「第60条第2項及び第3項の規定」に改める。

**那覇市規則第57号**

平成18年12月15日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

付則第6項中「新規則第33条の証明に基づき勤務成績が良好であると認める」を削り、「に定める号給数」の次に「(第8項において「基準号給数」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、号給数が0となる職員は、昇給しない。

付則第8項を次のように改める。

- 8 市長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間。以下この項において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他市長の定める職員の基準号給数は、第6項各号の規定にかかわらず、次の表の付則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ、同表の職員の区分により定める号給数とする。

職員の区分 付則第6項各号に掲げる職員の区分	基準期間の6分の1以上6分の2未満に相当する期間の日数を勤務していない職員	基準期間の6分の2以上6分の3未満に相当する期間の日数を勤務していない職員	基準期間の6分の3に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他市長の定める職員
付則第6項第1号に掲げる職員	3号給	2号給	0
付則第6項第2号に掲げる職員	2号給	2号給	0
付則第6項第3号に掲げる職員	1号給	1号給	0

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



---

---

**告 示**

---

---

**那覇市告示第94号**

平成18年11月28日

掲 示 済

## 個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

---

**那覇市告示第95号**

平成18年11月29日

掲 示 済

## 平成18年(2006年)12月那覇市議会定例会の招集について

平成18年(2006年)12月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成18年12月6日(水)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

---

**那覇市告示第98号**

平成18年12月1日

掲 示 済

## 個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那 霸 市 告 示 第 9 9 号  
平 成 1 8 年 1 2 月 1 日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

---

---

公 告

---

---

那 霸 市 公 告 第 1 0 6 号  
平 成 1 8 年 1 1 月 2 4 日  
掲 示 済

道路位置の指定及び変更・廃止について

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第10条の規定により公告する。

その関係図書は、那霸市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

## 平成18年度道路位置指定 (変更・廃止)

年 月 日	番 号	道路位置指定の地名・地番	道路幅員 (m)	延 長 (m)	内 容
平成18年4月24日	1	那覇市繁多川5丁目279-10、279-12	4.19m	29.19m	変更・廃止
平成18年4月27日	2	那覇市真地232-2、242-7、242-9、230-3	4.01~4.25m	13.17m	指定
平成18年7月10日	3	那覇市首里赤平町2丁目36番5	4.20~4.80m	46.23m	指定
平成18年7月10日	4	那覇市首里鳥堀町4丁目32-7、32-6、38-6	4.50m	61.14m	変更
平成18年10月30日	5	那覇市字国場前原360番32	6.00m	31.58m	指定

## 那覇市公告第119号

平成18年12月15日

## 那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について

平成19年度及び平成20年度において、那覇市が行う物品の購入（一部リース業）及び製造請負並びに不用品売却に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 申請条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。また平成19年度中に入札に参加させない期間が経過すること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。

## 2 申請書類(本市様式)及び記入要領の配付・受付

- (1) 配付期間 平成19年1月15日(月)から  
(2) 受付期間 平成19年1月24日(水)～2月9日(金)  
(3) 場 所 総務部管財課(那覇市役所・本庁4階)

申請書類は、那覇市のホームページからもダウンロードできます。

## 3 お問い合わせ先

那覇市総務部管財課 電話番号 直通 862 - 9904

---

---

**病院管理規程**

---

---

那覇市病院管理規程第19号  
平成18年12月1日  
公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者  
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程(平成15年那覇市病院管理規程第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

- (5) 6歳未満の乳幼児

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

---

**教育委員会規則**

---

---

那覇市教育委員会規則第 1 1 号

平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会  
委員長 仲村渠良雄

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 小祿小学校の項中「字小祿 1 番地～130 番地」を「字小祿 1 番地～125 番地、127 番地～129 番地」に改め、同表宇栄原小学校の項中「4 番地 9～4 番地12」を「4 番地 9～4 番地11」に改め、同表上間小学校の項中「字上間 120 番地 3～120 番地 6、124 番地 2、141 番地～143 番地」を「字上間 120 番地、124 番地、141 番地～143 番地、598 番地 1」に改め、同表仲井真小学校の項中「397 番地～598 番地」を「389 番地 3、397 番地～598 番地(598 番地 1 は上間小学校)」に改め、同表小祿南小学校の項中「字小祿 131 番地～155 番地」を「字小祿 126 番地、130 番地～155 番地」に、「666 番地～679 番地、680 番地～700 番地」を「666 番地～700 番地」に、「750 番地～751 番地、753 番地～793 番地」を「750 番地～793 番地」に、「4 番地13～4 番地16」を「4 番地12～4 番地16」に改め、同表真地小学校の項中「389 番地～396 番地」の次に「(389 番地 3 は仲井真小学校)」を加える。

別表第 2 石田中学校の項中「字上間 120 番地 3～120 番地 5、124 番地 2、141 番地～143 番地」を「字上間 120 番地、124 番地、141 番地～143 番地、598 番地 1」に改め、同表鏡原中学校の項中「750 番地～751 番地、753 番地～765 番地」を「750 番地～765 番地」に改め、同表仲井真中学校の項中「字上間 144 番地～598 番地」の次に「(598 番地 1 は石田中学校)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第38号

平成18年12月4日

掲 示 済

### 直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,863人  |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数  | 81,044人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  | 40,522人 |

## 正 誤

那覇市公報第1447号の正誤

2006（平成18）年12月1日付け那覇市公報第1447号の上下水道局公告第9号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
683	下から13行目	平成18年1月4日(木) ～平成19年1月31日(水)	平成19年1月4日(木) ～平成19年1月31日(水)